

環境適発第 2609105 号

令和 8 年 9 月 1 0 日

各都道府県主管部局長 殿

各政令指定都市主管部局長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震における公費解体関連業務の
優先的かつ円滑な実施等について

令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等については、各市町村において、公費による解体・撤去（以下「公費解体」という。）に関する事務手続が順次行われています。公費解体は被災地の復興の前提となる応急復旧対策として行われるものであり、これを迅速かつ円滑に進めていくため、市町村からの業務委託を受け公費解体に係る各種調査等業務（公費解体関連業務）の人員を十分に確保する必要があり、全国の補償コンサルタント会社の協力が不可欠となります。

については、都道府県及び都道府県管内の市町村が発注した公共工事に係る調査、設計、測量等の業務を行っている事業者から、令和 8 年熊本地震における公費解体関連業務に対応するために、現在契約している業務の履行期間の延長や一時中止の協議があった場合は、別添「令和 8 年熊本地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）」（令和 8 年 7 月 30 日付け国不建第 49 号）の趣旨を踏まえ、十分なご配慮をお願いいたします。

なお、本事務連絡については、その趣旨について国土交通省に説明を行っていることを申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知願います。

【問合せ先】

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

TEL:03-5521-8337（直通）

※ 別添要請に関する問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

TEL:03-5253-8277（直通）